

第 6 期中間財務諸表

平成22年 4 月 1 日から

平成22年 9 月30日まで

< 資 料 >

- ・ 中間貸借対照表
- ・ 中間損益計算書
- ・ 中間株主資本等変動計算書
- ・ 中間財務諸表作成のための
基本となる重要な事項
- ・ 中間財務諸表に係る注記事項

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)
 当中間会計期間末
 (平成22年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		3,878
高速道路事業営業未収入金		13,147
未収入金		3,935
未収還付法人税等		43
未収消費税等		287
有価証券		14,800
仕掛道路資産		196,718
貯蔵品		152
受託業務前払金		14,185
前払費用		183
繰延税金資産		90
その他		418
貸倒引当金		11
流動資産合計		247,831
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物		1,045
減価償却累計額		212
建物(純額)		833
構築物		15,859
減価償却累計額		3,935
構築物(純額)		11,923
機械及び装置		38,746
減価償却累計額		16,181
機械及び装置(純額)		22,565
車両運搬具		356
減価償却累計額		328
車両運搬具(純額)		27
工具、器具及び備品		284
減価償却累計額		207
工具、器具及び備品(純額)		77
建設仮勘定		987
有形固定資産合計		36,414
無形固定資産		
ソフトウェア		137
その他		1
無形固定資産合計		139
高速道路事業固定資産合計		36,553
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物		103
減価償却累計額		92
建物(純額)		11
構築物		15
減価償却累計額		5
構築物(純額)		9
車両運搬具		4
減価償却累計額		4
車両運搬具(純額)		0
工具、器具及び備品		13
減価償却累計額		6
工具、器具及び備品(純額)		6
土地		1,321
建設仮勘定		15
有形固定資産合計		1,365
無形固定資産		
ソフトウェア		28
無形固定資産合計		28
関連事業固定資産合計		1,393
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物		4,299
減価償却累計額		764
建物(純額)		3,535
構築物		63
減価償却累計額		21
構築物(純額)		42
車両運搬具		11
減価償却累計額		10

(単位：百万円)

当中間会計期間末
(平成22年9月30日)

車両運搬具(純額)	1	
工具、器具及び備品	345	
減価償却累計額	99	
工具、器具及び備品(純額)	246	
土地	2,951	
リース資産	91	
減価償却累計額	3	
リース資産(純額)	87	
建設仮勘定	154	
有形固定資産合計	7,018	
無形固定資産		
ソフトウェア	557	
その他	0	
無形固定資産合計	558	
各事業共用固定資産合計	7,577	
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	841	
有形固定資産合計	841	
その他の固定資産合計	841	
投資その他の資産		
その他の投資等	2,015	
貸倒引当金	113	
投資その他の資産合計	1,902	
固定資産合計	48,267	
資産合計	296,098	1
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	14,374	
1年以内返済予定長期借入金	22,598	
未払金	5,828	
リース債務	22	
未払費用	837	
未払法人税等	89	
受託業務前受金	14,451	
前受金	647	
預り金	879	
賞与引当金	833	
回数券払戻引当金	397	
その他	0	
流動負債合計	60,961	
固定負債		
道路建設関係社債	95,303	1
道路建設関係長期借入金	89,578	
その他の長期借入金	5,333	
リース債務	64	
繰延税金負債	106	
受入保証金	38	
退職給付引当金	17,265	
役員退職慰労引当金	14	
ETCマイレージサービス引当金	796	
その他	374	
固定負債合計	208,875	
負債合計	269,836	
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	
資本剰余金		
資本準備金	10,000	
資本剰余金合計	10,000	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	154	
高速道路事業別途積立金	9,416	
関連事業別途積立金	3	
繰越利益剰余金	3,312	
利益剰余金合計	6,261	
株主資本合計	26,261	
純資産合計	26,261	
負債・純資産合計	296,098	

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成22年 4月 1日	
	至 平成22年 9月30日)	
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	81,612	
道路資産完成高	6,110	
その他の売上高	7	
営業収益合計	87,729	
営業費用		
道路資産賃借料	66,251	
道路資産完成原価	6,110	
管理費用	19,440	
営業費用合計	91,801	
高速道路事業営業損失	4,072	
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	4,172	
駐車場事業収入	245	
休憩所等事業収入	37	
その他営業事業収入	362	
営業収益合計	4,818	
営業費用		
受託業務事業費	4,180	
駐車場事業費	105	
休憩所等事業費	62	
その他営業事業費	333	
営業費用合計	4,682	
関連事業営業利益	135	
全事業営業損失	3,936	
営業外収益	422	1
営業外費用	55	2
経常損失	3,569	
特別利益	125	3
特別損失	182	4, 5
税引前中間純損失	3,627	
法人税、住民税及び事業税	9	
過年度法人税等	45	
法人税等調整額	1	
法人税等合計	53	
中間純損失	3,680	

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	10,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	10,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	157
当中間期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	2
当中間期変動額合計	2
当中間期末残高	154
高速道路事業別途積立金	
前期末残高	7,791
当中間期変動額	
別途積立金の積立	1,624
当中間期変動額合計	1,624
当中間期末残高	9,416
関連事業別途積立金	
前期末残高	3
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	3
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,990
当中間期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	2
別途積立金の積立	1,624
中間純損失	3,680
当中間期変動額合計	5,302
当中間期末残高	3,312
利益剰余金合計	
前期末残高	9,942
当中間期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	-
別途積立金の積立	-
中間純損失	3,680
当中間期変動額合計	3,680
当中間期末残高	6,261
株主資本合計	
前期末残高	29,942
当中間期変動額	
中間純損失	3,680
当中間期変動額合計	3,680
当中間期末残高	26,261
純資産合計	
前期末残高	29,942
当中間期変動額	
中間純損失	3,680
当中間期変動額合計	3,680
当中間期末残高	26,261

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当中間会計期間

(自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

- | | | | | |
|--|-------|-------|--------|-------|
| <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。</p> | | | | |
| <p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>(1) 仕掛道路資産
個別法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品
主として個別法を採用しております。</p> | | | | |
| <p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table><tr><td>構築物</td><td>5～60年</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>5～17年</td></tr></table> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | 構築物 | 5～60年 | 機械及び装置 | 5～17年 |
| 構築物 | 5～60年 | | | |
| 機械及び装置 | 5～17年 | | | |

当中間会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

当中間会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
1	<p>担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債95,303百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しておりません。</p>
2	<p>偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 13,949百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が6,334百万円減少しております。</p>
3	<p>消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間
(自 平成22年 4月 1日
至 平成22年 9月30日)

1 営業外収益の主要項目	
受取配当金	208百万円
有価証券利息	7百万円
受取利息	7百万円
土地物件貸付料	20百万円
原因者負担収入	7百万円
寄付金収入	144百万円
2 営業外費用の主要項目	
支払利息	54百万円
偽造ハイウェイカード損失	0百万円
3 特別利益の主要項目	
仕掛道路資産修正益	110百万円
回数券払戻引当金戻入額	14百万円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却費(建物等)	38百万円
減損損失	144百万円

5 減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物	大阪府泉大津市なぎさ町ほか	75百万円
	機械及び装置		10百万円
	工具、器具及び備品		6百万円
	ソフトウェア		1百万円
	建設仮勘定		50百万円
(合計)			144百万円

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。

以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

6 減価償却実施額

有形固定資産	3,095百万円
無形固定資産	516百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)
当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1. ファイナンス・リース取引 (借主側)	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1) リース資産の内容	
総合情報及び会計情報等システムに係るサーバー(工具、器具及び備品)であります。	
(2) リース資産の減価償却の方法	
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	9百万円
減価償却費相当額	5百万円
支払利息相当額	0百万円
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
2. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
道路資産の未経過リース料	
1年以内	134,757百万円
1年超	8,179,577百万円
合計	8,314,334百万円
(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。	
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。	
道路資産以外の未経過リース料	
1年以内	0百万円
1年超	2百万円
合計	2百万円

(有価証券関係)
 当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

子会社及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式364百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,313.08円
1株当たり中間純損失金額	184.02円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
中間純損失() (百万円)	3,680
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純損失() (百万円)	3,680
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
(多額な社債の発行) 当社は、取締役会の決議(社債(政府保証なし)400億円以内)に基づき、平成22年10月29日を払込期日として、以下の条件で社債(政府保証なし)を発行しました。	
区分	阪神高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	金100億円
利率	年0.381パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成22年10月29日
償還期日	平成27年9月24日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受